

12. 11原子力規制庁院内交渉集会

～鹿児島から訴える川内原発再稼働の不当性～

～工事計画と保安規定の審査はどうなっているか？～

～地震対策も火山対策も不合格だ！～

1 日時 2014年12月11日(木) 13時～17時(予定)

集合：13時

事前集会：13時15分～

抗議交渉：14時～16時

総括集会：16時～17時

2 場所 参議院議員会館講堂 資料代：500円

3 紹介議員 福島みずほ参議院議員

4 主催 再稼働阻止全国ネットワーク

共催 反原発・かごしまネット、鹿児島反原発連合

5 質問項目とくねらい>

(1) 伊藤鹿児島県知事発言「命の問題は発生しない」について

<知事発言と規制委発言とのずれを追及>

(2) 鹿児島県議会での再稼働反対討論について

<もろもろの再稼働反対意見を伝える>

(3) 川内原発の工事計画認可と保安規定の審査状況と今後の再稼働までの予定

<状況と予定を確認する>

(4) 川内原発の耐震対策の達成度(工事計画認可と保安規定)

<工事計画・保安規定の審査における対策不十分を指摘する>

(5) 基準地震動設定の違法性(岩波「科学」石橋克彦さんの指摘)

<岩波「科学」の論考について規制委の反論を聞く>

(6) 規制委の規制行政について

①「科学的・技術的」異論・反論への対応について

○日本火山学会との対話要請

○石橋克彦さんとの対話要請

○田中三彦さんとの対話要請

②原子力安全・保安院のイチエフ事故責任と原子力規制委員会について

<規制委、規制庁の規制行政姿勢を問う>

(7) 火山対策について

<火山対策の不当性を訴える>

私たちは原子力規制委員会に対して、「再稼働よりもイチエフ放射能汚染水汚染対策と廃炉を」「既存原発を稼働する為の『新規制基準』はいらぬ」「再稼働ありきの審査は止めろ」と訴えてきた。

にもかかわらず、原子力規制委員会は全国の反対の声とパブコメ1万8千件の意見を無視して、9月10日に川内原発再稼働の為の審査書(合格証)を決定、地元薩摩川内市と鹿児島県の議会と首長が住民の意向を無視して「同意」を決定、早ければ今年度内に川内原発の再稼働かと報道されている。

しかしながら、規制委の川内原発の適合性審査は今も行われている。地震・火山・避難計画・地元同意ほか多数の問題が指摘されながら規制委はそれらを無視し、今は工事計画、保安規定の審査の真っ最中、規制委と九電とのヒアリングと称する秘密会合が毎日行われている。

私たちは、鹿児島の人たちや専門家の方々とともに、規制委・規制庁に対して、再稼働絶対反対の理由を指摘するとともに、現在進行中の工事計画・保安規定の状況を追及する。

原子力規制委員会への質問（事前に送付）

12月05日 再稼働阻止全国ネットワーク

私たちは、昨年の6月、本年の1月、5月と院内交渉集会を重ね、原子力規制委員会に質問・申入れをしてきました。私たちは原子力規制委員会に対して、「再稼働よりもイチエフ放射能汚染水汚染対策と廃炉を」「既存原発を稼働する為の『新規制基準』はいらない」「再稼働ありきの審査は止めろ」と訴えてきました。

にもかかわらず、原子力規制委員会は全国の反対の声とパブコメ1万8千件の意見を無視して、9月10日に川内原発再稼働の為の審査書（合格証）を決定し、地元薩摩川内市と鹿児島県の議会と首長が住民の意向を無視して「同意」を決定、早ければ今年度内に川内原発の再稼働かと報道されている。

しかしながら、川内原発の審査については、地震・火山・避難計画・地元同意ほか多数の問題が指摘されながら規制委はそれらを無視、今は工事計画、保安規定の審査の真っ最中、規制委と九電とのヒアリングと称する秘密会合が毎日行われています。

私たちは、鹿児島の人たちや専門家の方々とともに、規制委・規制庁に対して、再稼働絶対反対の理由を指摘するとともに、現在進行中の工事計画・保安規定の状況を追及します。

12月11日にご回答いただきたくお願い申し上げます。

1 伊藤鹿児島県知事発言「命の問題は発生しない」について

11月7日の記者会見で伊藤鹿児島県知事が「もし福島みたいなことが起こっても、放出量は5.6テラベクレル。5.5kmのところは、毎時5マイクロシーベルト。もう、命の問題なんか発生しないのですよね。私は、そちらの方を信じます。」と話しました。この発言の放出量5.6テラベクレルに根拠があるでしょうか？ あるのであれば根拠を教えてください。規制委員長は常日頃、適合性審査に合格しても絶対安全とは言えないと話しています。どちらが正しいのですか？

<鹿児島県知事 会見要旨（中日新聞 2014年11月8日）>

中日新聞

鹿児島県知事 会見要旨

2014.11.8

九州電力川内原発の再稼働に関する伊藤祐一郎鹿児島県知事の記者会見要旨は次の通り。

【冒頭】川内1、2号機の再稼働について、諸般の状況を総合的に勘案し「やむを得ない」と判断した。

国からエネルギー政策上の原発の必要性や、事故時には国が責任を持つことなどが文書で示され、宮沢洋一経済産業相からも直接説明を受けた。

3期目の選挙でも、改めて再稼働の必要性を訴えた。ただ、人類はずっと原発に依存する生活はしない方がいとも考えている。「やむを得ない」という表現に「なんと思いを込めた」

避難計画の実効性や地元同意の範囲など、課題も残る。

「過酷事故が起きても避難する時間は十分あり、心配しなくてもいい。地元同意は県や立地自治体には蓄積があるし、理解や知識の薄い地域まで一律に拡大し

明を受けた。安全性は原子力規制委員会で1年以上、新規制基準に基づく厳格な審査があり、「世界最高水準の安全性」が確保された。

避難計画も国の原子力防災会議で具体的、合理的だと確認されている。住民への説明会も避難計画で25回、新規制基準の審査について5回、追加でさらに1回実施し、理解の向上に寄与した。

でも錯綜（さくそう）するだけで説明ではない」

「住民説明会のアンケートでは、規制委の説明が「分からない」という回答も多かった。

「規制委という最高の専門家が1年以上かけて厳格に審査した。審査の内容は専門的なので、理解できないのは仕方ないが、努力の成果を知ってもらいたかった。原発を動かさず国民の命を守れないというようにプロパガンダもあるが、規制委の審査では仮に川内原発で福島原発と同様の事故

「福島の不幸な事故が起きた。原発の安全神話は崩れ、大変な状況なのは確か。しかし今の日本の状況ではしばらく原発を活用せざるを得ない。いずれ川内原発が再稼働することが分かっていたので（事故後）

「一回、再稼働に同意した判断について。

「福島の不幸な事故が起きた。原発の安全神話は崩れ、大変な状況なのは確か。しかし今の日本の状況ではしばらく原発を活用せざるを得ない。いずれ川内原発が再稼働することが分かっていたので（事故後）

「約2年前の選挙の時から再稼働の必要性を訴えてきた。規制委の審査終了後のことも頭の中でシミュレートし、相当の準備と根拠を示してきた。気負いもてらいたくなく、進めたい。ただ、鹿児島が先頭を切ることは考えていなかった。

「約2年前の選挙の時から再稼働の必要性を訴えてきた。規制委の審査終了後のことも頭の中でシミュレートし、相当の準備と根拠を示してきた。気負いもてらいたくなく、進めたい。ただ、鹿児島が先頭を切ることは考えていなかった。

< 11月12日田中委員長記者会見から >

○記者 NHKのモトキです。

先日、鹿児島県の伊藤知事が再稼働に同意した際の記者会見の中で、川内原発は、審査の中で最も厳しいケースでも放射性物質の放出量が5.6TBqと解析されていると思うのですが、この点を挙げて、そういったことを考えると相当な避難の時間の余裕があるとか、あるいは時間もあるし、避難計画が実際に使われるような機会はないだろうというような比較的楽観的な見方を示していらっしゃったのですけれども、そういった考え方について、委員長は何かお考えはありますでしょうか。

○田中委員長 事実として最大想定のシビアアクシデントのときに5.6TBqですから、それを踏まえて知事はそういう御発言をされたと思うので、我々からは100TBqのときにこの程度ですよという値を出しているので、その両方を比べられてそういう発言になっているのだと思います。

○記者 了解しました。ただ、一方で、ちょっと思うのが、審査の中で、最も厳しくても100TBq 以下になることを確認することになっているのですけれども、それ以上の事故が起きないと解釈されてしまう危険性もないのかなと思うのですけれども、そのあたりはお考えありますでしょうか。

○田中委員長 100TBq というのは、100TBq を超えてはいけないという基準で、それ以下になるような施設対応であれば、それは望ましいわけで、誤解するかどうかは、私が今、コメントするようなことではないと思うのだけれども。

○記者 その100TBq というのは、あくまでも事前に考えられているシビアアクシデントの対策がうまく機能した場合に100TBq 以下に収められるという解析になって、それが妥当だと認められていると理解しているのですけれども、逆に言うと、現場で実際、いざ起こったときに、何か想定外のことがあつてうまくいかないようなことが起きれば、それ以上の事態になって、放出量も増えるということはあり得るのではないかと思うのですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○田中委員長 想定外という言葉は余り評判よくないのだけれども、だから、全くそういう事態が起こらないということは私も申し上げていないのです。ただ、確率的に見た場合には、かなり低くなるだろうということで、現実的な発言として、伊藤知事はそうおっしゃったのではないかと思います。

2 鹿児島県議会での再稼働反対討論について

薩摩川内市議会、鹿児島県議会でもろもろの再稼働反対意見が出された。

以下に県議会討論からその一部を紹介します。下線付きは規制委に係する指摘です。しっかりと受け止めて頂きたいと思います。

- ・原発再稼働を求める陳情「地域の疲弊」の指摘があるが、原発稼働前から40年間補助金が落とされていたにもかかわらず地域が疲弊している
- ・多くの住民アンケートで再稼働反対が過半数
- ・住民説明会でも県民の理解が得られていない
- ・津波対策ができていない、関係8市町への説明がない
- ・いちき串木野市、日置市の市議会が「地元同意」対象にせよとの意見書を採択した
- ・「地元同意」の範囲を8市町に広げよ。国は「地元合意」の範囲を明確にせよ
- ・薩摩川内市でがん患者が多い、福島での小児甲状腺がん多発が心配
- ・九電が値上げを言っているが、原発稼働ゼロによる燃料輸入費3.6兆円は誤り（円安）で1.1兆円が正しい
- ・イチエフ事故で安全神話がくずれた。水汚染対策の収束ははるか先
- ・イチエフ事故の原因が津波か地震か未解明ではないか
- ・地震・火山対策ができていない
- ・免震重要棟がまだできていない（H27年にできる、PWRはフィルター付ベント免除）
- ・地元理解ができていない（市民の代表が市議会）市議・県議は原発再稼働賛否で選ばれた訳では無い
- ・使用済み核燃料はどうなっている（リラッキングして保管、国が責任持つ）

- ・テロ対策、大型機墜落への対策ができていない (整備する)
- ・薩摩川内市以外の市町自治体との安全協定に検査・事前報告・立ち入り検査が入っていない
- ・避難対象住民の理解は得られていない (いちき串木野、日置、始良の決議を重く受け止める)
- ・食品安全対策に疑問、なぜ事故後基準を上げたか?
- ・福島の今の避難者の人数は(11月5日で12万4482人)
- ・川内原発の30km圏には21万6千人が住んでいる
- ・軽水炉原発は技術が成熟していないとの疑問がある (世界のほとんどが軽水炉)
- ・政府のエネルギー需給見通しがはずれている
- ・九電が太陽光発電の買取を拒否した、政策を変えれば電力は足りる
- ・一旦過酷事故が起これば多くの自治体が被害を受ける (40kmに及ぶこともある)
- ・日本火山学会が火山ガイドラインの見直しを提言した、規制委に問い合わせたか (問合せしていない) 問合せせよ
- ・再稼働に誰が責任? (規制委が工事計画認可・保安規定・使用前検査の審査中、法律上)
- ・3号炉の増設問題に抗議の声が上がっている
- ・使用済み核燃料は2号機に余裕が無くあと12年、9サイクルのみ
- ・火山予知が仮にできて5年間冷やしてからでないと六ヶ所村などに移動できない
- ・30km圏の住民に同意を求める権利がある (同委は県と薩摩川内市で良い)
- ・避難はどのように周知するか? 昨年の総合防災対策の参加者数は370人、これで訓練?
(今年の冬にも国と調整して訓練する)
- ・(5km~30kmは予備的に屋内退避) 実際に待ってられるか?
- ・台風と原発事故の複合災害対策ができていない
- ・福島を教訓に、イチエフ事故後山林の除染は効果ない、除染は移染。過酷事故は絶対に起こしてはいけない
- ・5kmの人が逃げている時に6kmの人がじっとしてられるか? 机上の空論だ
- ・住民説明会に若い人が参加していない (20代2%、30代5%、40代13%)
- ・避難バスについて、バス協会と話ができていない、バス会社は行かないと言っている
- ・イチエフ事故の農産物被害は8400億円、除染経費は? 国と東電は? (把握していない)
- ・揚水発電を生かしていない、230万kwは川内原発3号機の発電量を上回る
- ・大型蓄電、大型送電を増やせ
- ・原発に依存しない政策を (国が「エネルギー基本計画」、エネルギーミクス、原発再稼働)
- ・事故責任は? (一義的に事業者、国は災害対策関係、福島では国が前面)
- ・知事の責任は? (同意については法的責任はない、総合的に重大な決定で知事にも県議会にも責任、宮沢経産相が来て政府が責任とると談)
- ・避難計画は机上の空論、「重大な決意」をする知事は責任とれない、原発に頼らなくても元気を確保できる (「エネルギー基本計画」で原発をベースロード電源と位置付け)
- ・これだけの問題点・疑問点があるのだから採決留保を!

木村 ヌモリ

<ストップ再稼働! 3. 11鹿児島集会実行委員会リーフレット 参照>

3 川内原発の工事計画認可と保安規定の審査状況と今後の再稼働までの予定

工事認可は再補正する、時期は1号機が12月第2週までに、2号機がその後2～3週間遅れ、保安規定についても2号機の工事認可再補正時に保安規定の再補正を提出保安規定の再補正を提出と聞いている（以上は、11月27日審査会合から）が、そのとおりですか？

なぜ、再補正が必要になったのですか？ 現在の状況と今後の見通しを教えてください。

また、順調に推移する場合、再稼働までにどのような段階を踏むのか確認させてください。段階を踏

○審査が継続中であることを確認し、課題を確認。今後の使用前検査までの流れを確認

○審査会合と規制委定例会議の見込み確認

○工事計画、保安規定の確認をしたら、パブコメを実施せよと要求

○使用前検査には誰が立ち会うかと期間を確認

工事計画認可

工事計画認可

概要	内容
工事計画認可とは、電気工作物の変更許可及び原子炉の設置許可を受けた後、機器の製作・据付などの本格的な建設工事を開始するために原子力発電所の詳細な設計の内容について認可を受けることです。	<認可等の対象>
	(1)設置(新增設)工事 安全機能の重要度分類指針におけるクラス1～3の機器等
	<主な対象機器>
	クラス1:原子炉圧力容器、非常用炉心冷却設備 クラス2:使用済燃料運搬用容器、燃料取扱設備 クラス3:固定式周辺モニタリング設備、新燃料貯蔵庫
	(2)変更工事 設置時の工事計画との相違点に着目し、改めて設置許可との整合性や技術基準への適合性を確認する必要がある場合。
	(1)改造→「認可」(クラス3は届出) 当初設計と異なる仕様のものに取替え 既に設置されている機器等の撤去や台数変更 (2)修理→「届出」(同一機器取替えは不要) 1. 供用中発見された不具合の修復 2. 同一仕様の機器等に取替え・変更後の機器等の性能や構造強度に影響が生ずる場合に「届出」が必要

保安規定認可

保安規定認可

概要	内容
保安規定認可とは、発電用原子炉施設の運用に関する事項を規定し、認可されるもの。	<保安規定のポイント>
	発電用原子炉施設の保安に関する基本的な事項を定め、核燃料物質、もしくは核燃料物質により汚染された物または原子炉による災害の防止を図るものです。 また、保安検査は、保安規定の遵守状況を確認するものです。
	<審査者及び認可者>
	審査者:原子力規制委員会 認可者:原子力規制委員会
	<方法>
	申請書の審査などによる
法令	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項	

使用前検査

使用前検査

概要	内容
<p>使用前検査とは、発電用原子炉施設の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するもの。</p> <p>使用前検査に合格した後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならないことになっています。</p>	<p><検査のポイント></p> <p>工事の工程ごとに機能・性能検査、外観検査、材料・寸法等の検査を実施する。</p>
	<p><検査者></p>
<p>法令</p>	<p>国の原子力施設検査官 国の電気工作物検査官</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項、電気事業法第49条など</p>	<p><方法></p>
	<p>立会検査、記録確認</p>

(規制庁—九電の最新ヒアリング資料)

1. 件名：「川内原子力発電所1、2号機の新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(627)」
2. 日時：平成26年12月3日 10時30分～12時00分、13時00分～21時50分
3. 場所：原子力規制庁 7階B会議室、7階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

百瀬原子力規制専門職、関管理官補佐、蔦澤課長補佐、石井安全審査官、市原安全審査官、古作安全審査官、末永安全審査官、杉原安全審査官、中川安全審査官、吉田安全審査官、田中規制制度係長、谷原子力施設検査官、伊東主任技術研究調査官、渡邊技術研究調査官、藤井原子力規制専門員

(安全技術管理官(地震・津波)付)

香田技術研究調査官、伊東(守)技術研究調査官、山崎技術研究調査官、鈴木技術参与、竹内技術参与

(安全規制管理官(発電炉施設検査担当)付)

村尾検査技術専門職、渡邊技術参与

九州電力株式会社：発電本部原子力工事グループ長 他84名

5. 要旨

(1) 川内原子力発電所1、2号機の工事計画認可申請のうち、基本設計方針、適用基準及び適用規格について、原子力規制庁から以下の点を指摘した。

○基本設計方針と各添付書類との整合性を確認し、基本設計方針に抽出すべき事項を取り纏め、さらに当該事項を基本設計方針へ取り込む際の具体的な記載方法について整理し提示すること。

(2) 九州電力より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上

4 川内原発の耐震対策の達成度(工事計画認可と保安規定)

添付ファイル(川内原発別紙PDF)にあるように、制御棒、挿入時間経産、蒸気発生器伝熱管のSs応力評価解析、加圧器、蓄圧タンク注入管台、安全注入設備配管、一時冷却設備配管等、について疑問安全注入設備配管、一時冷却設備配管等、について疑問にお答え願います。